

令和5年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（2月14日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	11
管理者提出議案の上程及び説明	21
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	22
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	24
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	26
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	27
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	29
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	32
議案第7号の説明、質疑、討論、採決	35
閉会中の継続審査の件	42
日程の追加	42
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
管理者挨拶	45
閉 会	46

埼玉中部環境保全組合告示第1号

令和5年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和5年2月14日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 埼玉中部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 4) 議案第4号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 6) 議案第6号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）
- 7) 議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	頓 所 澄 江	議 員
3 番	金 子 雄 一	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	滝 瀬 光 一	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和5年2月14日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 議会運営委員長の報告
 - 第4 会期の決定
 - 第5 諸報告
 - 第6 一般質問
 - 第7 管理者提出議案の上程及び説明
 - 第8 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 第9 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 第10 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 第11 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 第12 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
 - 第13 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 第14 議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 第15 閉会中の継続審査の件
 - 第16 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	頓所澄江	議員
3番	金子雄一	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	滝瀬光一	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮崎善雄	君
副 管 理 者	並木正年	君
副 管 理 者	三宮幸雄	君
会 計 管 理 者	小川輝由	君
事 務 局 長	成井治久	君
総 務 課 長	大澤修一	君
建 設 推 進 課 長	田村邦博	君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	神田将大
-----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 神田 隆議長 ただいまから令和5年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
- 本日の出席議員は13名でありますので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
- なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- 神田 隆議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 神田 隆議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願いたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

- 神田 隆議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、2番、頓所澄江議員、3番、金子雄一議員、5番、田中克美議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

- 神田 隆議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。
- 去る2月7日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。
- 柳谷議会運営委員長。
- 柳谷 泉議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。
- 去る2月7日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。
- 日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。
- 日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告及び管理者諸報告であります。
- 日程第6、一般質問。通告者は2名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第10、議案第3号 埼玉中部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行条例。

日程第11、議案第4号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例。

日程第12、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例。

日程第13、議案第6号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）。

日程第14、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第15、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

なお、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、休憩を取りまして、日程第14、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明については、全員協議会を開催することに決定をいたしましたので、よろしくお願いたします。

また、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され、改正法では議会が法適用の対象外とされたことから、改正個人情報保護法施行後においても議会における個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、議会として個人情報の取扱いに係る措置を定める必要があるため、議会運営委員会で協議いたしましたところ、本日埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の議案について、日程の最後に発議として議員提出することに決定をいたしましたので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

議事日程は以上であります。

次に、新たな処理施設等建設検討委員会の答申については、執行部より組合議会へ報告したい旨の申出があり、本定例会の閉会後に全員協議会を開催することに決定をいたしました。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板設置について協議がなされ、各議席に設置がされております。また、自席での各発言については、着席のまま行うこととなりました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、議場内での傍聴につきましては従来の6名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた者が6名を超えるときは、抽せんとするに決定をいたしました。

なお、傍聴者6名以外の方につきましては、この建物1階ロビーのモニター画面が設置された視聴会場において、先着順に20席を案内して視聴いただくことに決定いたしました。

次に、本日は正午を過ぎても会議を継続し、昼食の用意をしないということに決定をいたしました。

次に、議員提案がありました特別委員会に係る条例制定につきましては、継続的に協議をしていくことに決定をいたしました。

また、会議録の作成方法について、DXの推進や経費削減の面からも、印刷製本の必要性について今後検討することといたしました。

以上が、2月7日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第4、会期の決定につきましては、柳谷議会運営委員長の報告のとおり、2月14日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○神田 隆議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年10月27日、28日に令和4年度議会行政視察研修を実施しておりますので、副議長からその報告を申し上げます。

○田中克美副議長 おはようございます。議長の命により、令和4年度議会行政視察研修の概要につきまして報告させていただきます。

議会行政視察研修報告書の2ページをお願いいたします。令和4年度の議会行政視察研修は、10月27日、28日の日程で実施しております。視察先は、27日に佐賀市の「佐賀市清掃工場」、28日に福岡県大木町の「おおき循環センター」であります。視察目的は、ごみ処理施設等の視察をし、見識を深めることであります。参加者は、神田議長をはじめ組合議会議員全員であり、執行部より宮崎管理者、並木副管理者、三宮副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、27日に視察いたしました「佐賀市清掃工場」の概要について申し上げます。佐賀市清掃工場では、最初に佐賀市環境部循環型社会推進課の羽立参事からご挨拶をいただいた後、同課の本山様から説明を受けました。その後、工場内の施設を見学させていただきました。佐賀市は、平成17年に近隣の3町1村と、さらに平成19年に3町と合併した人口約23万人、面積431平方キロメートルの市であります。

市では、平成26年に環境の保全と経済の発展を両立させるために、「バイオマス産業都市さが」の認定を受け、これを実現するための取組の一つとして進めているのが、清掃工場周辺での循環型

経済です。バイオマスとは、動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源であり、ごみ、生活排水、し尿は一つのエネルギーであるとの考えから、それらを資源として有効活用し、周辺地域の協力を得ながらバイオマス事業を展開して、循環型社会の形成を目指すものです。

佐賀市清掃工場は、平成15年4月に建設されたごみ処理施設ですが、平成17年及び平成19年に最終的に6町1村が合併し、現在の佐賀市となりましたが、4つのごみ処理施設が存在することになりました。そこで、施設の効率化を図るため、平成26年に佐賀市清掃工場へ統合されましたが、処理するごみが1か所に集中することについて、計画当初から周辺住民から不安の声が上がりましたが、市では清掃工場を地域から歓迎される施設に変えていく取組を進めました。

その取組として、廃棄物であったものが資源となり、エネルギーとして循環していく新しい循環型社会の実現に向け、二酸化炭素を資源として活用することにより、産業を誘致、雇用を生み出すといった経済効果を生み出すことを目的として、二酸化炭素分離回収設備の建設を計画したものです。設備は、焼却場でごみを焼却する際に排出されるCO₂を専用の分離回収設備により回収するもので、回収したCO₂を周辺地域で有効利用するものです。ごみ焼却施設におけるCO₂回収設備は国内初でしたが、平成25年に実験プラントを建設し、野菜の植物工場を造って、1年後にはその中で実際に野菜を作り、回収したCO₂に有害物質が入っていないか、野菜に蓄積していないかなどの実証実験を経て、安全性に問題ないことが確認されたことで建設を決定したとのことです。

平成28年8月より、1日当たり10トンのCO₂の回収が可能な施設が稼働し、現在施設周辺で藻類培養施設等を創業する2企業のほか、バジル、きゅうりの生産を行う2企業にキログラム当たり33円70銭で売却され、有効活用されています。今後も「バイオマス産業都市さが」の基本方針に基づき、事業を展開していくとのことであります。

なお、佐賀市清掃工場での主な質疑応答については、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、28日に視察いたしました福岡県大木町「おおき循環センター」の概要について申し上げます。おおき循環センターでは、最初に大木町の境町長から歓迎のご挨拶をいただき、同町まちづくり課環境グループの石橋係長から説明を受けた後、施設を見学させていただきました。

大木町は、福岡県の南西部に位置する、人口約1万4,000人、面積18.43平方キロメートルの農業を中心とした町であります。大木町では、平成20年に「大木町もったいない宣言」を公表し、次の世代にツケを残さず、すばらしい未来を残せるよう、ごみをごみとして処理せず、基本的に資源として100%活用する目標を掲げ、徹底的に資源にする取組を行っており、日本全体のリサイクル率は20%程度ですが、大木町では約65%となっています。平成20年の宣言以降は、生ごみ循環事業、小型家電の分類、プラスチックの分別回収、古紙・古布の回収強化、紙おむつのリサイクルなどを開始しており、最終処分場へ処分する燃えないごみについては年間3から4トン程度です。

生ごみ循環事業とは、家庭で発生する生ごみを収集し、プラントにてバイオガスを発生するほか、有機液肥を生成して農地へ還元するものです。生ごみの出し方については、専用バケツを各世帯に

無料配布して、町内の10世帯に1か所程度場所を定めて収集タルを設置し、週2回、収集車が回収します。それに伴い、燃やせるごみについては減量となることから、収集回数を週2回から1回に変更しています。また、ごみ袋について、燃やすごみの袋は、循環事業の開始後には生ごみが減ることを想定し、1枚当たり30円から60円に値段を引き上げて、ごみの分別を促しています。

循環センターは、原料受入れ貯留・前処理施設、高温液化・メタン発酵設備、ガス貯留・エネルギー利用設備、液肥貯留設備などがあり、1日当たりの処理能力は生ごみが3.8トン、し尿が7.0トン、浄化槽汚泥が30.6トンであります。整備期間は、平成17年度から21年度の5か年で、散布用車両等を含めた総事業費は、国庫補助金を含む約8億4,000万円です。これは、他の一般的な焼却施設、し尿処理施設の例と比較するとかなり安価であります。

施設の概要についてですが、浄化槽汚泥はほとんどが水分であり、まず遠心分離機にかけて固体のみをプラントへ投入し、水分は処理後、再生水として施設内で利用されています。このほか、し尿、生ごみを投入してバイオガスを発生させ、発生したガスの七、八割は施設内に供給しています。液肥については、普通肥料登録として認可を受けており、年間5,000から6,000トンが生成され、タンクに貯蔵されます。液肥本体は無料で配布され、その散布料として10アール当たり1,000円でセンターの職員が散布作業を行っています。施肥に関しては、化成肥料の使用と比べると、費用、作業面で負担が非常に少ないため、農家の方には好評とのこと。なお、この液肥で栽培された米は特別栽培米として販売され、学校給食にも週4回供給されています。

施設完成後のごみ処理費用については、平均で年間2,800万円程度削減されていますが、事業開始後は処理費用の削減を見据えて、図書館や町民が活動を広げるホール等を先行投資して整備しています。町では、循環センターと道の駅は、循環のまちづくりの拠点と位置づけて、ごみ処理施設の完成後にあえて隣接に農産物直売所やレストランなどのにぎわいづくりの道の駅を併せて整備しています。

このほか、古紙・古布類については、各地区に常設されたボックスにて回収されますが、回収したものは業者に有償で引き取られ、その費用は各地域へ還元されるほか、町でも資源化を促すために1キログラム当たり古紙は4円、古布は6円を地域へ助成しています。さらに、平成23年からは家庭系の紙おむつとしては全国で初めて紙おむつのリサイクル事業に取り組んでおります。週2回、町内に約60か所設置された専用の回収ボックスで回収した後、民間事業者により再生パルプに生まれ変わって、外壁材に利用されています。

以上、視察の概要を申し上げましたが、おおき循環センターでも施設見学の際に活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、報告といたします。

以上で議会行政視察研修の報告といたします。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

議会行政視察の報告が終わりました。

続きまして、管理者から第3回12月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 改めて、おはようございます。本日ここに、令和5年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年第3回議会定例会以降の事務の執行状況等について報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました令和4年4月から令和5年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが2万9,316.01トン、粗大ごみが1,351.34トン、合計3万667.35トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみは87.82トンの増、粗大ごみにつきましては95.89トンの減で、合計8.07トン、0.03%の減でありました。当組合管内から発生したごみ処理量は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

他団体からは、桶川市から4,801.82トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処分につきましては、合計3,864.24トンをセメント原料として処理委託をしています。施設の運転、維持管理業務につきましても、順調に推移しております。

次に、新たなごみ処理施設の建設推進事業の関係につきましては、11月16日に第3回建設検討委員会が開催され、現在の施設の老朽化の状況や建設予定地について、施設を建設できる場所であるかの確認や、事業を進める場合の留意点等について協議がなされております。その後、1月19日に開催された第4回の建設検討委員会におきまして、答申に向けた協議がなされ、同日委員長より建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申をいただいております。今後は、この答申を踏まえまして、当組合として新たなごみ処理施設の建設予定地を速やかに決定し、事業を推進してまいります。

また、1月10日には、ごみ処理施設問題を考える会より、1,288人の署名が添えられた「新ごみ処理施設に関する要望書」が正副管理者宛てに提出され、1月18日に会員の方8名と面談をしております。

次に、第2期大間最終処分場の関係につきましては、10月31日に関東地方整備局大宮国道事務所と、埋め立てられた廃棄物の減量化、再利用について意見交換を実施しております。

また、12月16日には、大宮国道事務所及び処分場の水処理施設維持管理受託業者と用地補償について意見交換をしております。

結びになりますけれども、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

管理者の報告が終わりました。

◎一般質問

○神田 隆議長 日程第6、一般質問を行います。

通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

件名1、建設予定地の選定について、要旨1、新たなごみ処理施設等建設検討委員会に諮問された段階で、既に建設予定地は1か所に選定されていたが、選定理由について明確に説明できるのは誰かです。私は、新たなごみ処理施設等建設検討委員会の委員としまして委員会に参加をしておりました。諮問書の諮問事項には、基本合意書、令和3年9月16日締結を受け、建設予定地を決定することについてを記載されておりましたが、その意図について確認しましたところ、郷地安養寺地内について適性を調査研究、検討し、答申するということであると事務局から説明がありました。つまりその時点で既に建設予定地は鴻巣市郷地安養寺地内に選定済みでありまして、そこでいいかどうかを確認する、そういった検討委員会だったということです。

では、この場所の選定というのは一体誰がしたのか。どのような根拠で選定したのかと。このことにつきまして、既に合意書の中で明記されていた場所であり、基本合意書を締結したのは市長でございますので、昨年12月の北本市議会におきまして三宮市長にこれを確認したところ、4つの理由を述べられました。まず、1つ目は、早期の建設が必要だということ。つまり早く造らなければいけないのだということだと思います。それから、2つ目としまして、鴻巣行田北本環境資源組合において第1位の評価を得ている、それがおおむね妥当であるということ。それから、3つ目の理由としまして、地元との合意形成ができているということ。4つ目として、北本市内では建設地の確保が困難だということ。この4つを挙げられたわけです。これらにつきまして、さらに具体的に確認しようとしたところ、今述べた4つの判断をもって総合的に判断したということで、私は管理者ではないので、北本市長として言えることはここまでですという答弁でございました。

そこで、要旨1としては、では一体誰が説明できるのかというところを確認するものでございます。

続いて、要旨2、鴻巣行田北本環境資源組合における評価結果についてどのように評価しているかでございます。建設予定地として選定されました鴻巣市郷地安養寺地内は、鴻巣行田北本環境資源組合、名称が長いので、資源組合と言いますが、資源組合におきまして建設予定地として選定さ

れていた場所でございます。当然選定のための唯一の資料でございます資源組合の評価、これを参考にこの場所を選定したのでは、この基本合意書におきましてもこれを参考にしましてこの場所を選定したのではないかなと思うところですが、具体的にこの資源組合の評価をどのように評価したのか、伺いたいと思います。

要旨3です。郷地安養寺地内に決定することで、鴻巣行田北本環境資源組合による調査結果等を活用し、迅速化や経費節減が期待できるのはどのような点かでございます。先ほど要旨1の中で、建設予定地を選定した理由の1つ目として、早期の建設が必要だということを挙げられました。ここについて明確にしておきたいというのが、この質問の趣旨でございます。資源組合で行った調査や成果物としてはどのようなものがあって、それによってどの程度、本組合においては期間の短縮、あるいは経費の節減ができるのか、これを伺います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部に答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、建設予定地の選定についての(1)、新たなごみ処理施設等建設検討委員会に諮問された段階で、既に建設予定地は1か所に選定されていたが、選定理由について明確に説明できるのは誰かについてでございます。選定理由について明確に説明できるのは、管理者でございます。

次に、(2)の鴻巣行田北本環境資源組合による評価結果について、どのように評価しているかについてでございます。当時の鴻巣行田北本環境資源組合で行われた建設予定地の選定に係る評価結果のことと存じますが、別の組合が作成した資料を当組合が評価する立場ではないことから、特段評価をしたことはございません。

次に、(3)、郷地安養寺地内に決定することで、鴻巣行田北本環境資源組合による調査結果等を活用し、迅速化や経費節減が期待できるのはどのような点かについてでございます。当時の鴻巣行田北本環境資源組合による調査結果等のうち、当組合で活用可能と考えられるものとしたしまして、例えば土地の測量や地盤調査の成果品などがございますので、これらを使用することにより、事務及びコストの効率化が図られるものと考えております。また、埼玉中部環境保全組合は、鴻巣行田北本環境資源組合とは別の組合のため、地元との話し合いは一からのスタートではありますが、前組合では、地権者をはじめ、地元の方に対する説明会を重ねてきた経緯がございますので、当組合における今後の地元との話し合いについても、より効率的に進めていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、要旨1と2につきましては関連がありますので、一括で伺いたいと思います。管理者のほうで説明をできるということなので、この場で説明を求めたいと思いますが、まず再質問の1つ目です。北本市長が北本市議会での答弁において、郷地安養寺地内が資源組合の評価で第1位、その評価がおおむね妥当であるということを選定理由の一つに挙げておりました。この答弁自体は、私はある程度納得のできるものでございまして、資源組合、せっかく詳細に調査をしていて、構成団体が変わってもそのまま使える評価項目、これがたくさんあると思いますので、それを活用しない手はないですし、むしろ当然のことだと思います。

ただ、構成団体が変わっておりますので、そこについては改めて評価をする必要があるでしょうし、それから経済性について、これについても評価時点で分からなかったことが後で分かることもありますので、これも改めて評価をする必要があるのではないかなど。ただ、これらを含めて再評価をしたとしても、それでも1位か2位になると思いますので、おおむね妥当という評価をされているということは、それは納得のできる内容でございました。何でおおむねかという、経済性についてはもう少し専門的に評価をすべきかなと思いましたので、あくまでおおむねということにしたのかなど。三宮市長もそのように考えたのかなど思ったので、それを北本市議会において確認したかったわけですが、残念ながら議会で答えていただけなかったのですけれども、ところが、先ほどの1回目の答弁では、資源組合の評価を評価はしていないという答弁でございました。資源組合の評価を使わないとすると、場所の選定ができないのではないかなどと思いますけれども、この資源組合の評価が妥当であるか評価することなく、一体何を根拠にして郷地安養寺地内を選定したのかについてお答えいただければと思います。

それから、2つ目になります。資源組合では、かなり詳細な資料を用いて、そして附属機関に調査をさせて、53か所、いつの間にか1か所減りまして52か所になっておりましたけれども、大きく6項目、細かく17項目について点数を通して、その合計点の高かった1か所を選定しておりました。その経緯はきちんと残されておまして、資源組合が存続していた当時はホームページのほうにそれで公開もされておりました。場所を選定するというのは、組合にとって大変重要な意思決定だと思いますので、その経過を分かるようにしておくというのは当然のことだと思います。ところが、本組合ではどうやってその場所が選定されたのか、その結果が全く分からない。その経過も公開されていないという状況です。建設検討委員会で審査した経過や結果が出ていると言われるかもしれませんが、建設検討委員会では場所は選定していないわけです。その場所が妥当かどうかの評価を求められて、建設可能な場所であると、ここだったら建設ができるということを確認したわけですから、それは、公開されている議事録や答申書の案を読んでもいただければお分かりになるかと思えます。この郷地安養寺地内を選定した経過や理由について、これを公表すべきだと考えますが、

いかがでしょうか。

それから、3点目になります。これは要旨3についてです。要旨3についての再質問になります。先ほどの答弁の中で、例えば土地の測量や地盤調査の成果品などについて、これらを使用することで事務及びコストの効率化を図れるということでした。具体的に土地測量や地盤調査はどういったものに活用ができて、資源組合の結果を活用することでどの程度、期間の短縮あるいは経費が節減できるのか、お答えいただければと思います。

それから、要旨3の2つ目です。今議会に提案されております、来年度当初予算におきまして生活環境影響調査事業費、3年間で6,700万円が計上されております。旧資源組合のほうでは、環境影響評価の予算は当初は3年間で約1億円、その後2年間延長されまして、合計1億2,300万円という予算でした。資源組合では、平成32年度、つまり令和2年度までの計画でしたので、最終的に調査が終わらずに終わったのかなと思いますけれども、これについても環境影響評価についても、当組合において活用できる部分があるので、今回の予算が資源組合と比べて期間が短く、金額的にも安くなっているのか、ここについてお答えください。

それから、要旨3の3つ目です。そもそも資源組合での調査結果を活用することについてなのですが、これらは資源組合が業者に委託して調べさせたものでありまして、資源組合の資産ではないかと思えます。この資源組合に関しては、今では彩北広域清掃組合に変わっておりますので、そちらの資産になると思えます。構成市は鴻巣市と行田市です。これらが、どういったからくりで当組合において活用ができるのか。権利が譲渡とか移管をされているのか、法的に見て問題がないことの確認が取れているのか、ここを伺いたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○**神田 隆議長** 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○**宮崎善雄管理者** それでは、私のほうにご質問いただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、前後しますけれども、先ほどの建設推進課の課長のほうから答弁をさせていただいた前の組合、3市でやっていた鴻巣、行田、北本の評価という捉え方、言葉の捉え方なのですけれども、建設検討委員会、桜井議員も委員でございましたから、ご案内のとおりかというふうに思いますけれども、3市で取り組んでいた資源循環組合の仕様については当然参考にさせていただいております。その上で評価という言葉の中には、例えばその評価をよいとするのか悪いとするのかという、言葉のニュアンスの違いで建設推進課長が答弁をしたものというふうに思っております。ですから、埼玉中部環境保全組合としては、そういった意味での評価する立場ではないという答弁ですので、ご理解をいただければというふうに思います。

それと、北本市議会での話も出ましたけれども、まず今回の、これは1番目、2番目が共通する質問かというふうに思いますので、一旦整理をさせていただきますけれども、令和3年の9月の16日に鴻巣、北本、吉見、2市1町で基本合意を締結いたしました。その後、2市1町より組合のほうに依頼があつて、それを受けたという形になりますけれども、その後北本市あるいは吉見町から、合意書の中では鴻巣市からは郷地安養寺を予定地としてほしいということで合意をしました。その後北本市、吉見町からは改めて候補地としてのご提示がありませんでしたので、まずは先ほど桜井議員が質問の中で言っていたように、建設をする場所というのは非常に組合にとってというか、大変重要なことですので、選定という言葉の中では2市1町の中で鴻巣市からだけご提示があつたことで、北本市、吉見町からは候補地が示されなかったということで、それを踏まえた形で建設検討委員会に諮問をさせていただきました。これが、新たな場所が幾つか候補地として出されたのであれば、その中で選定をして、建設検討委員会にお願いをするという手法もあつたかというふうに思いますけれども、現時点では鴻巣市のほうからご提示をいただいた郷地安養寺だけだったものですから、そのような形を取らせていただきました。

なお、今後も先ほど来出ていますけれども、建設検討委員会でも参考にさせていただいている資料がありますので、そういった部分からも期間の短縮、あるいは経費の削減は図れるものというふうに認識をしています。

以上です。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、桜井議員さんの再質問の要旨3の①から③についてお答え申し上げます。

1の土地の測量や地盤調査の成果品が何に活用でき、活用することでどの程度期間の短縮、あるいは経費が節減できるかについてでございます。これらの成果品につきましては、今後施設を設計する際に欠かすことのできない資料になるものであり、新年度から施設整備基本計画等の策定に着手する予定であることから、これらの策定に当たり土地の測量や地盤調査の成果を活用できることは、期間及び費用の効率性につながるものと考えております。

次に、②の当組合の来年度予算として計上させていただいた生活環境影響調査に活用できるかについてでございますが、資源組合の調査は未完成ではございますけれども、当時調査した一部の結果は活用できるのではないかと考えております。調査後、一定期間が経過していることもありまして、実際に活用すべきかどうかにつきましては改めて検討してまいりたいと考えております。

最後に、③の資源組合での調査結果を活用することについてでございます。調査結果に係る成果物は、当組合の資産ではございませんが、これらを当組合が使用することにつきまして、当時の構成市である鴻巣市、行田市、北本市の3市からご了承をいただいております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 それでは、3回目の再々質問をさせていただきます。

管理者のほうから丁寧に答弁していただきました。だいぶ分かってきたのですけれども、1つ懸念としては、今回この組合において建設予定地を決めていくというのが、資源組合でいろいろやってきた中の財産を引き継いでこちらでもやっていくというところで、特殊な決め方をしているのかなと思っています。それで、現状では資源組合のほうで非常に精細な調査をして、諮問機関まで入れて決定をしたと。その過程、これを当然尊重した上で、鴻巣市さんでもその場所というのを上げてきていると思うのですけれども、その過程というのが、もう資源組合が消滅して、彩北に替わってきているので、過去の資料というのが残っていないのです。公表されていない状態。だけれども、それはやはり先ほど管理者もおっしゃったように、参考にはされていると思うのです。それが果たして透明性という観点でどうかというのは非常に懸念をしているところです。

ですので、資源組合で残っていたもの、これをこの場で議論するのはおかしいと思うのですけれども、何かそれをしっかりと公開を継続できるように、過去こういう経緯があって、この場所になったのだというのを分かるようにしておくというのは必要かと思しますので、それはこの組合にお願いすることなのか、鴻巣市さんをお願いするのか、周りの組合にお願いしたらいいのか、ちょっと分かりませんが、そこはぜひご検討いただければなと思います。それをやってやっぱり透明性を確保することで、皆さんも安心してこの場所へ建設できるのだということが分かっていたらいいのだと思いますので、ここは大事にさせていただきたいなと思います。これは要望です。

それから、要旨3に関してですけれども、要旨3の1つ目です。当然期間の短縮とか経費の節減につながることは分かるのですけれども、具体的などれぐらい短くなるよとか、どのぐらいの金額だよということは今おっしゃっていただけなかったのだけれども、そこは分からないところなのかなと思います。ただ、地盤調査とかは実際に周りの組合がどれぐらいの期間で、どのぐらいの金額を使ってやっているとかというのは分かると思うので、やっぱりそういったところは今すぐには手元にないでしょうけれども、ちゃんと説明できるようにしておいていただきたいなと思うところです。

それから、要旨3の3つ目です。調査結果の活用について、鴻巣、行田、北本の3市から了承をいただいているということなのですけれども、ここについて口約束ではなくて、ちゃんと書面でその辺り取り交わしはしているのでしょうか、そこだけちょっと確認をさせていただきたい。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、桜井議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの鴻巣市、行田市、北本市の3市から了承をいただいている件でございますけれども、令和4年度に入りまして3市と文書での取り交わしをさせていただいております。

以上でございます。

○神田 隆議長 以上で桜井議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○1番 川崎葉子議員 おはようございます。議席番号1番、川崎葉子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

大きな1番、新たなごみ処理施設建設の早期実現に向けて。(1)、今後のスケジュールについて、ア、「建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である。」との答申の結果及び附帯意見を踏まえ、早期実現に向けてスケジュールを組むことが必要だ。今後のスケジュールについて伺うでございます。先ほど管理者の諸報告でもございましたけれども、1月19日付で委員長より管理者に対して、鴻巣市、北本市、吉見町、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を踏まえて調査研究及び検討をした結果、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申が出されました。様々なこちらの会議録につきましては私も読ませていただきましたけれども、いろんな意見がある中で、このような答申が出されました。地元の方々にとっても大きな関心事であります。地元を歩いておりますと、いつごみ処理施設ができるのか、どのようなごみ処理施設になるのかという、そのような期待の声を多くいただいております。

そこで、今後のスケジュールについて、早期実現に向けてのスケジュールについて伺います。イ、答申に対する附帯意見をどのように具体的に反映していく考えか。附帯意見としましては、当初案としまして3つ示されておりましたが、様々な検討委員会の審議の結果、1つにまとまっております。その附帯意見としましては、ごみ処理施設の建設には多額の事業費を要することが予測されます。このことから、災害や土質の対策をはじめ、事業全般にわたり経費節減に努め、過大な費用を計上することなく事業を推進されるとともに、積極的な情報発信や事業説明に努められることを要望しますとありますが、どのように具体的に反映する考えなのか、伺います。

(2)、新たなごみ処理施設等整備構想の進捗状況について。令和4年7月7日から公募型プロポーザルにより提案を公募した新たなごみ処理施設等整備構想策定支援業務委託は、令和4年8月2日、受託候補者株式会社建設技術研究所を決定し、準備を進めていると思います。ホームページには、1月中に整備構想案をまとめ、2月以降にパブリックコメントを実施し、意見を公募する。その後、意見募集の結果、公表、整備構想策定の予定となっておりますが、その進捗状況について伺います。

以上です。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

田村建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 川崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新たなごみ処理施設建設の早期実現に向けての(1)、今後のスケジュールについての、「建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である。」との答申を踏まえ、早期実現に向けてスケジュールを組むことが必要だ。今後のスケジュールについて伺うについてでございます。検討委員会でも現在の埼玉中部環境センターは、昭和59年の稼働開始から約40年が経過しようとしており、早急な施設の更新が必要であるとのことのご意見がありましたことから、今後は答申を踏まえ、速やかに建設予定地を決定し、スピード感を持って事業を推進してまいります。

ご質問の事業の全体のスケジュールにつきましては、現在新たなごみ処理施設等整備構想の案を作成中でございますので、策定後、ご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、イ、答申に対する附帯意見をどのように具体的に反映していく考えかについてでございます。附帯意見のポイントは、経費の節減、積極的な情報発信及び事業説明の3点でございます。経費の節減につきましては、先進事例等を参考に効率性を考えながら事業を進めてまいります。また、積極的な情報発信や事業説明につきましては、現在年2回発行しております埼玉中部環境センターだよりや当組合のホームページで適宜事業の状況を発信しておりますが、より丁寧にお伝えするため、説明会の開催やチラシ等の配布などについても検討してまいります。

次に、(2)、新たなごみ処理施設等整備構想の進捗状況についてでございます。現在構成市町と連携しながら案を作成中でございますが、本年度に予定しておりましたパブリックコメントは令和5年4月の実施見込みとなったことから、令和5年5月末の策定を目標としております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

川崎議員。

○1番 川崎葉子議員 では、再質問でございます。

まず、(1)について、イの附帯意見のことについて再質問いたします。今様々積極的な情報発信、事業説明ということでホームページなど、また説明会等のお話もございました。この附帯意見の中にあります積極的な情報発信や事業説明というのは、市民に対してももちろんでございますけれども、当然地元の皆様に対してということもあると思います。また、建設予定地が決定した後に地権者に説明を行っていく予定にしていると思いますが、まずこの地権者への説明につきましては、いつ頃、どのような形で行う予定なのか、伺います。

次に、(2)についての再質問でございます。ホームページ上にありましたのは、1月中に整備構想案をまとめ、2月以降にパブリックコメントを実施し、意見を公募するという予定になっておりました。今の答弁では、4月にパブコメということで、2か月ほど遅れているという状況であります。なぜ遅れているのか、その理由を伺います。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

田村建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、川崎議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目の附帯意見の関係でございますけれども、地権者等に説明を行っていく予定ということで、いつ頃どのような形で行う予定かということでございますが、予定はまだ決まっておきませんが、この後建設予定地が決定しましたら、まずは地元にご挨拶に伺いたいというふうに考えております。その後、来年度予定しております施設整備等の基本計画を策定する中で、事業進捗に応じて適宜説明会などを行っていくような形で考えてございます。

それから、次に2点目の整備構想が遅れている理由でございますけれども、今申し上げましたように、まずは建設予定地の決定、これがポイントになるかと思っておりますので、この決定がされて、その後地元にご挨拶に行ける時期、この時期によってパブリックコメントを実施する時期も連動している部分がございますので、これにつきましては約2か月、当初の予定から遅れてしまったということが理由でございます。

○神田 隆議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、予定地が確定をして、地元への対応ということでございますけれども、今日議会の運営委員長の報告があったとおり、本日この後に答申の内容について、組合議員の方々に説明をさせていただきます。その後に、組合としてしっかり決定をした後には、やはりいち早く地権者の方々、地域の方々と私からお会いして挨拶をしたいというふうに思っておりますので、このところをなるべく速やかにやっていきたいというふうに思っております。今後のスケジュールにつきましても、決まり次第組合議員の皆様方にもお知らせをしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

川崎議員。

○1番 川崎葉子議員 再々質問いたします。

まず、(1)についての再々質問であります。私は、地元の方々の事業に対する合意形成が極めて重要であり、本組合と地元とがよりよい関係を築き、共に共有、連携しながら、事業を推進することが極めて重要だと考えます。この言葉が、当初附帯意見の1番目にもありました。そのようなことを踏まえてということで、附帯意見の一つになったということも私は承知しておりますけれども、あえて申し上げますと、やはり地元の皆様方の協力というのが非常に重要だと思います。地権者の方々も、地元の方々も、新たなごみ処理施設は喫緊の課題であり、必要不可欠な施設だと認識された上で協力をしてくださるわけです。合意形成の上からも、地元の方々の要望、ご意見を今後どのように反映する考えなのかを伺います。

先ほどの再質問につきましては、適宜説明会を行う予定というお話でございましたけれども、一

方的な説明会ということではなく、地元の皆様方の思い、またご要望、ご意見、こうしたことにきちっと耳を傾けていただきたいと思います。先ほど来桜井議員の質問、答弁でもありましたけれども、一つの大きな、本当だったら候補地、建設地を決定するということは大変な労力を要するわけですが、こちらは地元の皆様方の話合いがずっとできているということで、スムーズに進んでいるということは、声を大にして言いたいわけでございますので、このことについてまず再々質問いたします。

そして、もう一つなのですが、先ほど（２）についての再質問をさせていただきました。整備構想案について、なぜ遅れているのかということでございます。先ほどの答弁の中では、建設予定地の決定が遅れたことにより、パブコメも遅れたというようなお話があったかと思いますが、もともと答申の結果というのは1月19日を予定していたわけでございますので、そのことには何らスケジュール的には関係がございませんので、そちらの理由についてもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○神田 隆議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 まず、川崎議員の1点目のご質問です。

地元との合意形成というのは非常に大事だというのは十分認識をしております。現在のこのセンターも、建設当時にはいろんなご苦勞があつて、大変なご苦勞の中で建設をされて、建設される時も大変ですけれども、今年で39年目を迎えますけれども、住民からのごみを処理するということは、この施設を運営するためには地域の方々のご理解、ご協力なくしてはできないことだというふうに思っています。そういった意味では、私自身も地元の合意形成というのは非常に大事だというふうに思っていますので、一方的な説明ではなくて、しっかり地域の方々のご意見等は、これは伺っていくべきというふうに思っています。

今日諸報告でも報告をさせていただきましたけれども、ごみ処理を考える会の方々からも要望書も上がっておりますし、管理者との懇談も申し込まれるときにはしっかりと向き合つてこれからもいきたいというふうに思っています。やはり様々な意見、何をやってもいいという人ばかりではないというふうに思っています。でも、必要なものがどうしてここに必要なのかということもご理解をいただけるように、誠心誠意これからも努めていきたい。

そして、スケジュールの遅れについてですけれども、確かに川崎議員おっしゃるとおり、行政報告でも報告しましたけれども、1月中に答申はございましたけれども、事務方のほうに答申をして、答申をいただいたからすぐ正副管理者会議を開いて決定をしていくのではなくて、まずは定例会、本日ですけれども、定例会のときに答申の内容を説明させていただいて、その後に正副管理者会議

を開いて決定し、情報公開、プレスリリース、2市1町のホームページも含めてですけれども、しっかりと情報を発信していきたいということから、ここだけでも約半月は遅れてしまった理由かなというふうに思っています。しかしながら、丁寧に物事を進めていきたいということから遅れているというふうに認識しておりますので、これからもしっかりと丁寧に説明をしながら、スケジュール感を遅れないように事業展開を図っていききたい、そのように思っていますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○神田 隆議長 以上で川崎議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○神田 隆議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、昨年12月16日に埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて、昨年12月16日に令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第3号 埼玉中部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例で定めることが許容される事項等を定めるため、新たに制定するものであります。

議案第4号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,668万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,816万3,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰入金3,968万5,000円の減額、諸収入の受託事業収入1,300万円及び雑入

1,000万円の増額であります。

歳出につきましては、議会費68万6,000円、総務費599万9,000円及び衛生費1,000万円の減額であります。

議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,533万8,000円とし、前年度に対し1億3,577万2,000円、16.77%の増といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金及び負担金5億5,171万2,000円、使用料及び手数料1億4,300万円、繰入金1億3,267万3,000円、諸収入1億1,295万1,000円であります。

歳出の主なものは、議会費621万3,000円、213万4,000円の減額、総務費4,565万2,000円、1,094万8,000円の減額、衛生費8億8,847万3,000円、1億4,885万4,000円の増額であります。

以上、議案第1号から議案第7号について、その概要を申し上げましたが、歳入につきましては事務局長が説明をいたしますので、慎重審議の上、原案のとおり承認、可決賜りますよう申し上げ、提案説明といたします。

○**神田 隆議長** 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

なお、10時15分より議場において全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩 午前10時10分

再開 午前11時25分

○**神田 隆議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま田村建設推進課長より全協の修正の申出がありますので、これを許可いたします。

建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 先ほど桜井議員さんからの質問で、環境影響調査に係る答弁がありまして、その中で環境アセスと申し上げましたけれども、前組合では確かに環境アセスでございましたが、今回は生活環境影響調査ということで別の調査になるということが1点。

それと、もう一点ですけれども、生活環境影響調査につきまして委託業者の決定後に前の組合の環境アセスですけれども、成果の可否を検討して、使えるものについては活用していこうという考えでありますので、訂正しておわびいたします。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○**神田 隆議長** 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行っ

てまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**神田 隆議長** ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○**成井治久事務局長** 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月16日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

改正内容につきましては、議員と特別職職員の期末手当の率の改正で、0.1月分引き上げたものでございます。

議案を2枚おめくりいただきまして、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をお願いいたします。このたびの改正に関する2本の条例を改定したもので、第1条及び第2条は埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、また第3条及び第4条は埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例を改定したものであります。

次のページの議案第1号資料の1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の215」を「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改め、この改正は令和4年12月の期末手当適用となります。

次のページの議案第1号、資料の2をお願いいたします。第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改め、令和5年4月1日から施行するものであります。

次のページ以降の議案第1号の資料の3及び資料の4につきましては、特別職職員について議員と同様の率の改正をしたものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**神田 隆議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○**神田 隆議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**神田 隆議長** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月16日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本補正は、議員及び特別職の期末手当と、令和4年人事院勧告に伴う職員の人件費の増額分を補正したものであります。その原資は、歳出予算の委託料の入札執行残を充てさせていただきましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、詳細につきまして申し上げますので、議案の最後のページ、5ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費1万円は、議員期末手当の増額であります。

2款総務費、1目一般管理費14万3,000円の増額、3節職員手当等12万1,000円の内訳は、特別職3名の期末手当8,000円、一般職員、総務課3名の勤勉手当11万3,000円の増額であります。

4節共済費2万2,000円は、市町村組合共済組合負担金の増額で、勤勉手当の増に伴うものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費13万8,000円の増額は、施設課職員2名の人件費で、2節給料2万

8,000円の増額、3節職員手当等9万3,000円の内訳は、地域手当1,000円、時間外勤務手当2,000円、期末手当6,000円、勤勉手当8万4,000円の増額であります。

4節共済費1万4,000円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、給料及び職員手当等の増に伴うものであります。

18節負担金、補助及び交付金3,000円は、埼玉県市町村総合事務組合負担金の増額であります。

2目じんかい処理費につきましては、最後に説明をさせていただきます。

次に、3目建設推進費13万5,000円の増額につきましては、3節職員手当等11万3,000円、一般職員、建設推進課3名の勤勉手当の増額であります。

4節共済費2万2,000円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、勤勉手当の増に伴うものであります。以上、人件費が増額となりましたので、その原資として2目塵芥処理費、12節委託料42万6,000円を減額しております。

なお、環境調査業務委託料30万円、排ガス分析装置点検整備委託料12万6,000円につきましては、入札執行残を原資として充てさせていただいたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第10、議案第3号 埼玉中部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。

これより、事務局長より細部説明を含め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第3号 埼玉中部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行条例について説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度に全国的な共通ルールが適用されることから、現行の埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例を廃止し、改正法において条例で定めることが許容されている事項等について定める、新たな条例を制定いたしたいとするものであります。

主な内容といたしましては、住民サービスへの影響や現行条例による個人情報保護の水準を維持するため、保有個人情報の開示請求に係る手数料や保有個人情報の開示決定等の期限について、現行条例に合わせる規定を設けるほか、改正法では定めのない個人情報取扱い事務の届出の制度の規定を置くなど、改正法施行後も現行条例の制度をできるだけ継承できるよう規定を定めるものであります。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条第1項は、組合の機関を管理者、公平委員会及び監査委員と定め、第2項は本条例で使用する用語について規定しております。

第3条第1項から第3項では、個人情報を取り扱う事務についての届出などの規定を定めております。

次のページをお願いいたします。第4条は、開示請求の手続について、第5条は開示決定等の期限に関する特例を法に準じて定めております。

第6条は、開示請求に係る手数料等について、法第89条第2項の規定による手数料及び法第87条第1項の規定による費用について定めております。

第7条は、訂正請求の手続について、第8条は利用停止請求の手続について、第9条は埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めるものであります。

次のページをお願いいたします。附則になりますが、第1条では、この条例は令和5年4月1日

から施行いたしたいとするものであります。

第2条は、本条例の施行に合わせ、埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例を廃止いたしたいとするものであります。

第3条は、個人情報の取扱いに関する規定が旧条例から本条例に変わることに伴い、制度の円滑な移行のため旧条例による届出や義務、罰則などの経過措置について規定するものであります。

なお、当組合の構成市町である鴻巣市、吉見町においても、令和4年12月議会で個人情報の保護に関する法律施行条例の制定がなされておりますので、本議案はそれに倣い、同様の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第11、議案第4号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第4号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案も、議案第3号と同様に法律の改正により、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議する審議会の法律上の位置づけが変更されるため、現行の埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、新たに改正法の定める審議会の役割を埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会に加えるため、所要の改正を行うもので、またこのたびの改正に関連する2本の条例も一括して改正するものであります。

議案を2枚おめくりいただきまして、議案第4号資料の1、新旧対照表をお願いいたします。第1条の2は、埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に改正法の諮問機関として役割を追加するものであります。

第6条及び第10条並びに第11条は、法改正に伴い所要の改正をいたしたいとするものであります。

1枚おめくりいただきまして、第11条の2は、廃止される埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審議会からの事務の移管に伴い、審査請求に係るもの以外の審議事項について、職員等への意見聴取等の規定を追加するものであります。

次のページの議案第4号資料の2、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

附則の第2条で、埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止することに伴い、情報公開・個人情報保護審議会委員の項を削るものであります。

1枚おめくりいただきまして、議案第4号資料の3、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合情報公開条例の一部改正でございます。埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

また、本条例の施行に合わせ、埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止いたしたいとするものであります。

なお、鴻巣市では、令和4年12月議会において同様の条例改正が議決されておりますので、本議案はそれに倣い、同様の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第12、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

これより、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ等を行うとともに、その必要な措置を講じるため、関連する5本の条例改正と1本の条例廃止を一括して行うものであります。

定年に関する改正の概要になりますが、職員の定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度から65歳とするとともに、管理監督職については60歳に達した年度の翌年度の4月1日までに、管理監督職以外の職に降任する管理監督職勤務上限年齢制、また60歳に達

した日以降定年前に退職した職員については、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制、また定年年齢が65歳となるまでの間において、現行の再任用制度を暫定的に存続させる暫定再任用制度を導入するほか、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳時点の7割水準に設定する改正内容となるものであります。

それでは、議案書を8枚おめくりいただきまして、議案第5号資料の1、新旧対照表をお願いいたします。本則を章立てにして、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の3つの制度を定めることとしているため、題名の次に目次を設けております。

第1条は、法の改正に伴い、引用する条項に変更が生じたため、これを改めるものであります。

第3条は、定年年齢を60歳から65歳に改めるものであります。

第4条は、字句等を改正するとともに、第1項、ただし書において、管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定を追加したものであります。また、特例任用により、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、3年を超えない期間において勤務延長が可能となるものであります。

1枚おめくりいただきまして、第5条以降の第3章から第5章は、新たに追加をされた規定であります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職を定めたもので、当組合は5級職主幹級以上が該当することになります。

次のページをお願いいたします。第7条は、管理監督職勤務上限の年齢を60歳としております。

第8条は、ほかの職への降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を第1号から第3号まで規定しております。

第9条は、職務遂行上の事情や職務の特殊性といった特定の職員に着目した特例任用を定めております。

1枚おめくりいただきまして、第2項は、1度延長した対象職員の異動期間を、再度1年以内の期間で最長3年間延長することができる規定としております。

第10条は、勤務期間の延長に係る職員の同意規定であります。

第11条は、第9条に規定する移動期間の延長事由が消滅した場合の措置として、異動期間の末日の到来前に降任等をする規定としております。

第12条は、60歳に達した日以後、定年の前に退職した職員を短時間勤務の職に採用できる規定としております。

次のページをお願いいたします。第13条は、構成市町の60歳に達した日以後、退職した職員を組合の短時間勤務の職に採用できる規定としております。

次に、附則の第2項は、段階的に定年を引き上げる経過措置であります。

第3項は、職員が60歳に達する日以降の任用、給与、その他必要な情報を提供するとともに、勤

務の意思を確認することを定めております。

1枚おめくりいただきまして、議案第5号資料の2、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。当組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、減給の効果に関して、所要の改正を行うものであります。

1枚おめくりいただきまして、議案第5号資料の3、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

当組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、給料7割措置に係る降級に関する経過措置を新たに加えるものであります。

次のページの議案第5号資料の4、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条は、育児休業をすることができない職員、また第9条は育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間を延長された管理監督職を追加したものであります。

第16条は、表の第4条第12項の項を削り、第8条の第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

1枚おめくりいただきまして、第18条は表の第8条の2第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」及び第17条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第19条は、地方公務員法から引用している条項に変更が生じたため改正するとともに、略称規定の「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

第20条も略称規定の改正であります。

附則の第4項は、育児短時間勤務職員等に対する給与の適用に関する規定を追加したものであります。

最後のページの議案第5号資料の5、新旧対照表をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法から引用している条項に変更が生じたため、改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の最初のページから4枚おめくりいただきたいと存じます。左下の第6条になりますが、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、埼玉中部環境保全組合職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

次に、附則の第2条から第11条までは、埼玉中部環境保全組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴います勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定したものであります。

第12条は、埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定したものであります。

なお、構成市町では、令和4年12月議会において、同様の条例改正が議決されておりますので、本議案はそれに倣い、同様の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第13、議案第6号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第6号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1,668万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,816万3,000円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、2枚おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、4款繰入金、1節基金繰入金3,968万5,000円の減額につきましては、6款の諸収入の増額分と歳出での補正額を合わせまして、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入1,300万円の増額につきましては、当初予算では桶川市の依頼から年間4,800トンの見込みでしたが、1月末までの実績により600トンの増量が見込まれることから、増額をするものであります。

3項雑入、1節雑入1,000万円の増額につきましては、1月末までの実績により有価物売却収入を増額するものであります。

次に、歳出ですが、7ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費68万6,000円の減額をするものであります。10節需用費5万2,000円の増額につきましては、当初予定していた会議録のページ数が超える見込みから、印刷製本費を増額するものであります。

17節備品購入費73万8,000円の減額につきましては、議会映像配信システムの入札執行残であります。

2款総務費、1目一般管理費600万円の減額、1節報酬100万円の減額につきましては、パートタイム会計年度任用職員の採用がなかったことから減額をするものであります。

12節委託料70万円の減額、13節使用料及び賃借料314万円の減額につきましては、財務会計・給与システムの導入により、それぞれの額の確定に伴いまして、財務会計・給与システム保守点検委託料70万円の減額、財務会計・給与システムリース料230万円の減額、公共クラウド財務会計システム利用料84万円の減額をするものであります。

17節備品購入費104万円の減額につきましては、建設推進課の設置に伴い、パソコン及び事務机等の購入が確定いたしましたので、それぞれの減額をするものであります。

18節負担金、補助及び交付金12万円の減額につきましては、荒川荘利用負担金は川島町芝沼及び小見野地区住民の利用者に対して1人500円を負担するもので、当初予算では500人分25万円を計上いたしましたが、コロナ禍の影響から利用者数が減り、1月末までの実績により12万円の減額をするものであります。

2目財政調整基金費、24節積立金1,000円につきましては、利子の見込み分を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。3款衛生費、2目じんかい処理費、10節需用費500万円の増額、光熱水費300万円の増額につきましては、当初予算の見込みよりごみ処理受託料が増えたこと、また燃料調整単価の上昇によりまして不足が見込まれますことから、電気料の増額をお願いするもの

であります。

なお、昨年10月議会でも燃料調整費単価の値上げに伴い、電気料の補正をお願いしましたが、昨年9月時点での12月分の見込んだ単価よりも、実際には約2倍に上昇したことから、再度補正をお願いしたいとするものであります。

次に、修繕料200万円につきましては、当初予定していない装置等の不具合により、施設の運転に支障を来すことから補正をお願いするものでございます。修繕の内訳は、軟水装置の補給水及び軟水移送配管修繕130万円、2号炉水冷ジャケット修繕40万円、計量棟データ処理装置修繕30万円であります。

3目建設推進費、12節委託料1,500万円の減額につきましては、新たなごみ処理施設等整備構想策定支援業務と、循環型社会形成推進地域計画策定支援業務及び権利確認調査業務などの確定によりまして、減額をするものであります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表、繰越明許費についてでございます。3款衛生費、1項清掃費、新たなごみ処理施設等整備構想策定事業につきましては、整備構想の策定が翌年度になる見込みであることから、所要額を繰り越して使用することができる経費として1,000万円の繰越明許費を設定するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

まず初めに、反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第14、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算を議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

中野議員。

○6番 中野 昭議員 それでは、議案第7号、令和5年度予算について質問いたします。

全員協議会の中でも、何人かの議員さんから出たので、それを受けてやっていきたいと思いますが、まず最初に3ページの債務負担行為であります。表記の仕方は、私は不親切だと思います。なぜかという、ごみ処理施設等整備基本計画策定業務、これは令和5年、6年の2か年でありませんが、5年度に既に同額の2,300万円計上されて、ここにまた2,300万円ということで、ならばここに令和6年度と明記したほうがいいのではないかと。つまり2か年事業で、同額ですから4,600万円になろうかと思えます。そういう考え方からすると、下の生活環境影響調査事業、これについてもこれは5年度から7年度、5年度は400万円計上されています。ということは、これでいうと6年、7年度で6,700万円、合計で7,100万円になろうか。そういう点では、きちっと令和6年度幾ら、令和7年度幾らというふうに明記されたほうが、そういう明記をすべきだというふうに思えます。

それを受けて、本市では必ず各年度に対して年度ごとの債務負担行為額が明記されていますが、併せて消費税も必ずそこには入ってきているのです。ところが、この債務負担行為では消費税が全く明記されていません。つまりこれで言えば、消費税が230万円、基本計画策定業務でかかるのです。そういうことの表記の仕方が不親切だと思うので、その辺はどういうふうに事務局は考えるのかがまず1点。

2点目は、先ほど全協の中で質疑を聞いておりましたら、ごみ処理施設等整備基本計画策定事業の中で普通建築土木なら高止まりです。単価表に基づいて積み上げていく。ところが、この場合ないからどうするのかなと思ったら、専門業者に聞き取り調査をしたということが明らかになりました。この専門業者に聞き取ったというのが何社なのかということと、その会社と今後プロポーザル方式で決めていきたいということがありましたが、当然プロポーザル方式の中でその聞き取り調査をした業者、何社か分かりませんが、これがプロポーザル方式のほうに参入してくるということになるのではなからうかと思えますが、その辺事務局としてどのような観点から業者とそういう話をしてきたのかについて伺っておきたいと思えます。

以上です。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 中野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

私からは、3ページの債務負担行為についてでございます。先ほどの説明の中でも説明不足で、大変申し訳ないと思っております。今ご指摘のあった点につきましてはよく精査をしまして、分かりやすい形で表記をこれからさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○**神田 隆議長** 建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 施設整備等基本計画の策定業務のことでございますけれども、何社に聞き取ったかということでございます。2社でございます。

それと、聞き取りした業者が参入してくると思うがということでございますけれども、どのように考えているかということでございますが、今回聞き取りした2社につきましてはあくまで予算積算のための聞き取りという前提でお聞きしたところでございますので、その後のプロポーザルの公募手続につきましてはまた改めてこちらのほうからホームページ等でご案内をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○**神田 隆議長** 中野議員さん、マスクをお願いしたいと思います。

○**6番 中野 昭議員** 今事務局のほうからる答弁もございましたが、1点目については鴻巣市が全てとは申しませんが、鴻巣市の債務負担行為の表示の仕方というのも一つの参考にして、今後やっていただきたいと思えます。その点どうかということが1点。

それから、2点目の再質問で2社だということで、2社についてあくまでも幾らぐらい必要かという算定、それを聞き取るだけだということでありますが、確認しますが、ということはこの中で2社との間で今後プロポーザルのときどうのこうのという確約はしていないというようなことに聞き取ったのですが、そのようなことで確認していきたいのですが、よろしいですか。

以上。

○**神田 隆議長** 事務局長。

○**成井治久事務局長** 中野議員さんの再質問でございます。

ご指摘のとおり、今後鴻巣市さん、構成市町、それぞれ予算書をよく精査、確認しながら、分かりやすい表記で考えてまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○**神田 隆議長** 建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 2社につきましては、確約等は一切ございません。

以上でございます。

○**神田 隆議長** ほかに質疑ありませんか。

桜井議員。

○**8番 桜井 卓議員** それでは、議案第7号について質疑させていただきます。

まず、1点目です。全員協議会のほうでも質疑があったところなのですが、負担金についてです。今回負担金については総額で5億5,171万2,000円となっております。これは、基本となる

金額が4億8,000万円、これに加えて建設推進費、こちらが7,171万2,000円で、合わせてこの金額になっているという理解をしているわけなのですが、決算のときにも、令和3年度の決算審査のときにも指摘をしたところなのですが、財政調整基金の残高が大きく目減りをしておりまして、この予算を組んだ後で見込んで1,100万円というふうに伺っております。そうなりますと、やはり負担金の基本額4億8,000万円ということなのですが、ここを増額することについて検討すべきだったと思うのですが、そうした検討を組合の中で行ったのか、あるいは構成市町と協議をしたのかということについてお伺いします。

2点目です。14ページになります。上のほうです。東第二土地改良区補助金50万円計上されております。こちらに関しては、排水機場の管理運営に係る経費を補助しているというふうに理解しているのですが、改めてその内容について説明をしていただきたいということと、それから補助金の活用の状況、これを伺いたいと思います。

金額については、令和7年度から継続して50万円ということで計上されていると思うのですが、排水機場の運転ということになりますと、電気代だったりとか燃料費だったりとかというのがこの中に入っているのだとすれば、過不足が心配になるところです。この金額で大丈夫なのか、妥当なのかということについて確認します。

それから、3点目です。そのすぐ下です。センターの運営協議会の補助金です。こちらに関しては、協議会の定例会の開催費用、それから先進地の視察研修かなと思うのですが、その内容について改めて確認をしたい。それから、令和4年度については先進地の視察研修は実施できているのか、この辺を併せて確認したいと思います。

それから、4点目に関しては、先ほどの中野議員の質疑の関係になるのですが、3ページです。債務負担行為につきまして、ごみ処理施設等整備基本計画策定事業に関しては、令和5年度、6年度で2,300万円、それで今年度2,300万円の予算が計上されています、歳出予算として。それから、生活環境影響調査に関しては5年度から7年度の3か年で6,700万円、今年度予算額が400万円ということで計上されています。通常この見方としては、上段のごみ処理施設等整備基本計画策定事業に関しては2年間で2,300万円が上限ですと。なおかつ令和5年度が2,300万円です。つまりこれは2年間かかるのだけれども、令和6年度は予算がありません。下段に関しては6,700万円で、今年度は400万円の支出です。残りの2年間で残りの6,300万円を支出しますと。当然これは歳出予算が上限額になってきますので、消費税も含まれている。外出しではないということで理解しているのですが、そうしますと先ほどの中野議員の質疑、特に事務局長のほうからそれに対して違うのだというような説明がなかったものですから、改めてこの点について確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんのご質問4点でございます。

1点目、歳入の負担金の基本額増額を検討したのか、構成市と協議をしたのかということですが、先ほど来ご説明させてもらいましたが、構成市町負担金は当センターの運営費用として、平成27年度から4億8,000万円をお願いしておりました。ご質問のとおり、令和4年度からは新施設の業務に関わる負担金も併せてお願いしております。令和5年度予算編成に当たりまして、まず施設の老朽化に伴う修繕や物価高や人件費の状況、派遣職員の増、これにより前年度に対し約1,350万円が歳出で増額となってしまっていると。当然歳入の財源不足となりました。当組合では、主たる財源は構成市町負担金でありますことから、負担金の増額も検討いたしましたが、財源不足が判明したのが12月ということで、負担金増額について構成市町には事前に協議をしていないことから、令和5年度については施設整備基金と財政調整基金で編成をさせていただいたわけでございます。なお、令和5年度中に令和6年度負担金については協議をお願いしたいと、2月1日の正副管理者会議にはご報告をさせていただいております。

2点目ですが、14ページの負担金、補助及び交付金の東第二土地改良区補助金について、1つ目が補助金の活用状況ですが、2つ目が平成7年度から50万円の補助を行っているが、それは妥当なのかということで、先ほど桜井議員さん、令和7年度とありましたが、これ平成7年度ということでございます。1つ目が、令和4年度の東第二土地改良区の総事業費は671万5,000円と伺っております。このうち半分を占めているのが排水事業費であり、主に排水機場の修繕費、運転労務費、電気代、燃料代ということになっております。

2つ目の50万円の補助金につきましては、排水事業費の一部として適正に使われていると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目、センター運営協議会補助金の令和4年度の実績と令和5年度の予定についてでございます。40万円の補助金は、協議会の事業費に充てられます。7月19日と20日で先進地のごみ処理施設の視察研修を実施しております。視察先は、長野県の上伊那広域連合の上伊那クリーンセンターと、長野広域連合のちくま環境エネルギーセンターを視察しております。また、4月20日には、同センターにおいて第1回定例会を開催しております。次に、令和5年度につきましては、例年に倣い、定例会と視察研修を予定させていただいております。

4点目、3ページの第2表、債務負担行為の記入の仕方ということですが、この表の見方なのですが、私の説明不足によりまして、先ほど中野議員さんのご指摘がありましたが、ごみ処理施設等整備基本計画策定事業につきましては2か年ですが、同額の2,300万円でございますので、ここに記されている額は令和6年度の額ということでご理解いただきたいと思っております。令和5年度、6年度は同額の数字であります。

次に、生活環境影響調査事業の3か年の事業でございますけれども、予算書で令和4年度は400万円計上しておりますので、残りの6,700万円につきましては翌年度が5,100万円、7年度が1,600万

円を予定しております。それから、今回債務負担行為の表につきましては、吉見町の例をちょっと参考にさせてもらったわけでございまして、ご指摘いただいたとおり、分かりやすい表記で今後していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

〔「消費税」「税込みかどうか」と言う人あり〕

○成井治久事務局長 この表記されている金額には消費税が含まれております。消費税込みでございます。

以上でございます。

○神田 隆議長 桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 再質疑をお願いします。

14ページの東第二土地改良区の補助金について妥当かどうかというのは、どちらかというとも電気代ですとか燃料費がかかっていると思っておりますので、それについて例えば地元のほうから足りなくなっているのか、増額の要望とか、そういったものが出ていないかということを確認したかったのですけれども、お願いします。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 大変失礼しました。

負担金、補助金の値上げの話は今のところ来てございません。

失礼しました。以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑ありませんか。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 建設推進費のところ、新たなごみ処理施設等建設検討委員会の委員のところ、57万6,000円の計上で、6回分についてこれで予算化していくということなので、先ほどの議案調査の中でごみ処理施設等整備基本計画策定業務の委託に至るに当たって、この建設検討委員会のご意見やパブリックコメントをいただいた後にというような説明をされたかと思うのですけれども、そうしますとこの6回の委員会というのはどういったスケジュールで開いていくのか。多分この委託した完成物というのは2年間かけて上がっていますので、それに向けてどういった内容で。例えば先ほどPFIやバイオマス調査についての可能性もというような話とかありましたけれども、そういったものも含めてこの検討委員会の人たちに投げかけるということを含んでいるのでしょうか。その辺りについてお聞きします。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

確かに施設整備等基本計画につきましては2年間のPFI導入可能性調査ですとか、バイオガスの調査とか含んで2か年を想定してございます。一方で、建設検討委員会のご意見を踏まえながら、

当然策定していかななくてはいけないという考えの下に、本年度につきましては6回ほど開催の予定をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○神田 隆議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 そうすると、その6回の委員会に付託するというか、お伺いする内容については、基本計画を策定するに当たって、こういったものについてのご意見をいただきたいというようなことを諮問していくというところなのか、具体的なところが全く今のところ見えないのですけれども、今のところ分かっている点についてあれば、ご説明いただきたいと思います。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 湯沢議員さんの再質問にお答え申し上げます。

検討委員会を設置させていただきまして、その中でご意見をいただきたいと今のところ考えておりますのは、施設の主要な事項についてお願いしたいと思っております。主要な事項といいますのは、例えば施設の規模ですとか、あるいは環境保全対策、またはエネルギー回収計画、それと施設の事業方式、こういったものが主要事項かなというふうに考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 そうしますと、様々な一般質問も含めて地元の方々のご意見とかご要望を吸い上げてみたいな話も幾つもありましたけれども、そういった地元の要望とか、そういったものも含めて、この検討委員会の中でこういったものが出ていますけれどもというふうに、それも諮問されるということでしょうか。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 再々質問にお答え申し上げます。

地元の皆様のほうは、今後建設予定地が決定しましたら、まずご挨拶に伺いたいというふうに考えておりますが、来年度建設検討委員会が設置されましたら、片方では地元の、ちょっとどういう名称になるかはまだ確定していませんが、協議会のようなものを立ち上げさせていただいて、その中で地元のご意見を吸い上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑はありませんか。

柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 先ほど全員協議会でも申したとおりなのですが、施設の整備基金繰入金ということで今回8,000万円繰り入れておりますけれども、今後修繕を行っていくのに、基本的にはこの基金から繰り入れて運営を、修繕を行っていくと、今後こういう考え方を持って行っていくのか、確認させていただきたいと思います。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員のご質問にお答え申し上げます。

令和5年度につきましては、施設整備基金のほうを8,000万円充当させていただきましたが、令和6年につきましては令和5年度中にそれぞれの担当課と協議、調整をしながら、施設整備基金には手を触れず、負担金で対応していきたいというふうには考えております。これからそれを協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○神田 隆議長 柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 では、しっかりそこら辺は協議をしていただきたいと思います。

あと、桜井議員さんのほうの先ほどのあれで、修繕11件ということで5,200万円増ということで、3件は修繕計画以外の部分という話もございました。全員協議会の議会でも申したとおり、修繕計画ができたばかりだという部分が私は認識を持っておりまして、結局3件も修繕計画に載っていない修理をしていかなければならないという部分がございますので、もう一度その当時も言いましたけれども、もう一度しっかりとした、やはり本施設をもたせなくてはいけないので、しっかりとした修繕計画を持ってやっていかなければ、建設もしていかなくてはいけないのですけれども、まだ建設が、完成するまでまだ時間がかかりかかってくると思いますので、ぜひとも修繕計画のもう一度見直しを図っていただいて、しっかりとした修繕計画の下に修繕を行っていただきたいと思います。その点どうでしょうか。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員さんの再質問にお答え申し上げます。

修繕計画の見直しということでございますが、確かに令和4年度に令和9年度までの修繕計画を立てたわけでございますが、これは何に基づいてかということ、令和3年度に行った施設の精密機能検査から、今後修繕が必要なところを順番に計画的につくったものなのですが、実は今年度から突発的には起きております。どうしても目に見えない部分での修繕やトラブルということで、精密機能検査をしたのですが、やはり見えないところの状況がまだ把握できていないということで、議員ご指摘のとおり、修繕計画を令和5年度には1回見直していきたいというふうには考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○神田 隆議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第15、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。柳谷議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○神田 隆議長 ただいま柳谷議員より発議第1号が提出されました。

ここで配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時33分

再開 午後 零時33分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました議案について、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、日程第16として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第16、発議第1号を議題といたします。

ただいま提出されました発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の提出について、提出者は柳谷泉議員で、賛成者は頓所澄江議員、川崎葉子議員、桜井卓議員、湯沢美恵議員、齊藤嘉宏議員の5名であります。

それでは、提出議案について提出者より趣旨説明を求めます。

柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 議長の命によりまして、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の提出についてご説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、個人情報保護制度の法体系が、令和5年4月から一本化されることになりました。しかし、今回の法改正では、法の適用対象が地方公共団体の機関と定めており、当組合では管理者、公平委員会及び監査委員が該当いたしますが、議会は自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとして、法の適用対象外とされております。このことから、改正個人情報保護法の施行後において、議会における個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、議会においても条例等を定め、個人情報の取扱いに係る必要な措置を定める必要があるため、今回議員提出するものでございます。

この条例案につきましては、全国市議会議長会が各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議して作成した条例案の例に準拠しております。

それでは、発議第1号について説明いたします。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の提出について

埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

令和5年2月14日提出

提出者 埼玉中部環境保全組合議会議員 柳谷 泉

以下、敬称は略させていただきます。

賛成者	同上	川崎 葉子
賛成者	同上	頓所 澄江
賛成者	同上	桜井 卓
賛成者	同上	湯沢 美恵
賛成者	同上	齊藤 嘉宏

埼玉中部環境保全組合議会議長 神田 隆様

2枚目をお願いいたします。埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例。本条例

は、第1章から第6章で構成されております。第1章は総則で、目的、定義、議会の責務を定めております。

第2章は、個人情報等の取扱いで、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務、匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めております。

第3章は、個人情報ファイル簿の作成及び公表、個人情報取扱い事務の提出等を定めております。

第4章は、開示、訂正及び利用の停止として、第1節から第4節で構成されております。第1節は開示に関することで、開示請求権、開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、部分開示、裁量的開示、保有個人情報の存否に関する情報、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、開示の実施、他の法令による開示の実施との調整、開示請求に係る手数料等を定めております。

第2節は訂正に関することで、訂正請求権、訂正請求の手續、保有個人情報の訂正義務、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限、訂正決定等の期限の特例、保有個人情報の提供先への通知を定めております。

第3節は利用停止に関することで、利用停止請求権、利用停止請求の手續、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限、利用停止決定等の期限の特例を定めております。

第4節は審査請求に関することで、審理員による審理手續に関する規定の適用除外、審査会への諮問、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等を定めております。

第5章は雑則で、適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、個人情報の適正な取扱いの確保、施行の状況の公表、委任を定めています。

第6章は罰則で、職員等が正当な理由がなく、不正に個人情報を提供した場合の罰則規定を定めております。

以上が、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の個人情報の保護に関する条例の提出についての説明でございます。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

○**神田 隆議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○**神田 隆議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、誠にありがとうございました。

毎回定例会のたびに申しておりますけれども、施設も稼働して以来、今年で39年を経過してございます。議案審議の中でもご指摘をいただいたように、老朽化も進んでいることから、今後の適切な維持管理、今まで以上にしっかりやっていかなければいけないなというふうに思っているところでもございます。そして、順調に運転をさせていただいておりますことは、地域の方々のご理解、そして議員各位のご理解にも心から感謝を申し上げるところでもございます。

そして、令和4年度から当センターにおきまして、新たなごみ処理施設の建設に係る事務を進めておりますが、ごみ処理業務は住民に直結する重要な業務であります。新施設が完成するまでの間、当センターを適切に維持していかなければなりませんので、今後も種々の保守点検整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、今まで以上にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神田 隆議長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 零時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月14日

議 長 神 田 隆

署 名 議 員 頓 所 澄 江

署 名 議 員 金 子 雄 一

署 名 議 員 田 中 克 美